

2 過去の中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合による独占禁止法第8条違反事件

審決年月日 (勧告 ^(注) 年月日)	件名	内容
平成15年4月9日 (平成15年3月14日)	平成15年(勸)第14号 全国病院用食材卸売業協同組合に対する件	組合員に対し、同組合又は賛助会員から購入した治療用食品の販売地域を制限している。
平成9年11月17日 (平成9年10月21日)	平成9年(勸)第12号 新宮地方建設業協同組合に対する件	和歌山県新宮土木事務所等の和歌山県の機関が指名競争入札の方法により発注する特定土木工事について、組合員に受注予定者を定めさせ、受注予定者が受注できるようにさせていた。
平成7年4月24日 (平成7年3月30日)	平成7年(勸)第5号 東日本おしぼり協同組合に対する件	組合員の得意先争奪を禁止している。 資機材の供給業者に対し、新規参入業者に資機材を供給しないようにさせている。

(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)による改正前の独占禁止法第48条の規定に基づく勧告をいう。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年法律第五十四号)

〔定義〕

第二条 (略)

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

- 一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である社団法人その他の社団
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑨ (略)

〔排除措置〕

第七条 (略)

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

- 一 当該行為をした事業者
- 二～四 (略)

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるとときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の対価に係るもの
 - 二 (略)
- ②～⑦ (略)

【事業者団体の禁止行為】

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二～五 (略)

【排除措置】

第八条の二 (略)

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- ③ (略)

【構成事業者に対する課徴金】

第八条の三 第七条の二第一項、第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七条の二第一項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「当該事業者に対し」とあるのは「当該事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下この条において「特定事業者」という。）に対し」と、

(中略)

読み替えるものとする。

〔一定の組合の行為〕

第二十二條 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者団体がカルテル・談合をした場合、当該事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。以下「特定事業者」という。）に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項、第8条の3）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、特定事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	=	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書、第8条の3）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項、第8条の3）。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%

(注) 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である特定事業者に対して適用される。（第7条の2第6項、第8条の3）。

(3) 課徴金減免制度

事業者団体の特定事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項、第8条の3）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

(注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項、第8条の3）。